

飼料の表示に用いることができる「飼料添加物の名称」の追加について（報告）

1. 背景

（１）飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（以下「省令」という。）においては、飼料に含まれる飼料添加物の名称を表示しなければならないこととされており、また、飼料添加物の名称の表示方法が定められている。

（２）具体的には、飼料添加物の「指定名称」の他、省令等（※）の規定において「一般名」を飼料添加物の表示に用いることができることとされている。

（※）これまで、一般名については、省令において定めていたところであるが、令和 5 年 10 月開催の第 62 回農業資材審議会飼料分科会において、これを通知「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）」で定めることについて審議いただき、改正は適当である旨答申が出されたことから、改正手続き中。

（３）新たに一般名を追加等するに当たっては、農業資材審議会飼料分科会において報告を行うこととされている。

（４）今般、飼料添加物の製造・輸入業者から、下表の左欄に掲げる飼料添加物について右欄に掲げる一般名を使用したい旨要望があった。

要望のあった一般名は、飼料の使用者である畜産農家がわかりやすい名称又は諸外国の関係者が理解できる名称であると考えられることから、当該一般名を通知で定めることとする。

表 要請のあった飼料添加物の一般名

飼料添加物名	一般名
Lーアルギニン	アルギニン
Lーバリン	バリン
Lーカルニチン	カルニチン
25ーヒドロキシコレカルシフェロール	25 ヒドロキシビタミンD ₃
βーグルカナーゼ	繊維分解酵素
3ーニトロオキシプロパノール	3ーNOP
2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル (指定手続き中※)	メチオニン水酸化体イソプロパノール (HMB i)

※令和6年12月時点

2. 今後の予定

当該一般名については、飼料添加物の一般名に関する改正手続きが完了した後に、関係通知で定めるよう必要な改正を行う。

(参考)

現行省令において定められる飼料の表示に用いることができる一般名

飼料添加物名	名 称
L-アスコルビン酸	ビタミンC
L-アスコルビン酸カルシウム	ビタミンC
L-アスコルビン酸ナトリウム	ビタミンC
L-アスコルビン酸—2—リン酸エステルナトリウムカルシウム	ビタミンC
L-アスコルビン酸—2—リン酸エステルマグネシウム	ビタミンC
アセトメナフトン	ビタミンK ₄
アミノ酢酸	グリシン
アミラーゼ	でんぷん分解酵素
D L-アラニン	アラニン
アルカリ性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
アルギン酸ナトリウム	粘結剤
L-イソロイシン	イソロイシン
エルゴカルシフェロール	ビタミンD ₂
塩化コリン	コリン
塩酸ジベンゾイルチアミン	ビタミンB ₁
塩酸チアミン	ビタミンB ₁
塩酸L-ヒスチジン	ヒスチジン
塩酸ピリドキシン	ビタミンB ₆
塩酸L-リジン	リジン
エンテロコッカス フェカーリス	乳酸菌
エンテロコッカス フェシウム	乳酸菌
カゼインナトリウム	粘結剤
カルボキシメチルセルロースナトリウム	粘結剤
キシラナーゼ	繊維分解酵素
キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	繊維・ペクチン分解酵素
グリセリン脂肪酸エステル	乳化剤
L-グルタミン酸ナトリウム	グルタミン酸ナトリウム
クロストリジウム ブチリカム	酪酸菌
コレカルシフェロール	ビタミンD ₃
酢酸dl- α -トコフェロール	ビタミンE
酸性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
シアノコバラミン	ビタミンB ₁₂
ジブチルヒドロキシトルエン	BHT
硝酸チアミン	ビタミンB ₁
ショ糖脂肪酸エステル	乳化剤
セルラーゼ	繊維分解酵素
セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素	繊維・たん白質・ペクチン分解酵素

ソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤
中性プロテアーゼ	たん白質分解酵素
2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン	メチオニン水酸化体
2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン銅	メチオニン水酸化体銅
2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニンマンガン	メチオニン水酸化体マンガン
D L－トリプトファン	トリプトファン
L－トリプトファン	トリプトファン
L－トレオニン	トレオニン
D L－トレオニン鉄	トレオニン鉄
ニコチン酸アミド	ニコチン酸
バチルス サブチルス	枯草菌
D－パントテン酸カルシウム	パントテン酸
D L－パントテン酸カルシウム	パントテン酸
d－ビオチン	ビオチン
ビタミンA粉末	ビタミンA
ビタミンA油	ビタミンA
ビタミンD粉末	ビタミンD
ビタミンD ₃ 油	ビタミンD ₃
ビタミンE粉末	ビタミンE
ビフィドバクテリウム サーモフィラム	ビフィズス菌
ビフィドバクテリウム シュードロンガム	ビフィズス菌
ブチルヒドロキシアニソール	B H A
プロピレングリコール	粘結剤
ポリアクリル酸ナトリウム	粘結剤
ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル	乳化剤
ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル	乳化剤
D L－メチオニン	メチオニン
L－メチオニン	メチオニン
メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール	ビタミンK ₃
メナジオン亜硫酸水素ナトリウム	ビタミンK ₃
ムラミダーゼ	ペプチドグリカン分解酵素
ラクターゼ	乳糖分解酵素
ラクトバチルス アシドフィルス	乳酸菌
ラクトバチルス サリバリウス	乳酸菌
リパーゼ	脂肪分解酵素

リボフラビン	ビタミンB ₂
リボフラビン酪酸エステル	ビタミンB ₂
硫酸亜鉛(乾燥)	硫酸亜鉛
硫酸亜鉛(結晶)	硫酸亜鉛
硫酸コバルト(乾燥)	硫酸コバルト
硫酸コバルト(結晶)	硫酸コバルト
硫酸鉄(乾燥)	硫酸鉄
硫酸銅(乾燥)	硫酸銅
硫酸銅(結晶)	硫酸銅
硫酸ナトリウム(乾燥)	硫酸ナトリウム
硫酸マグネシウム(乾燥)	硫酸マグネシウム
硫酸マグネシウム(結晶)	硫酸マグネシウム
硫酸L-リジン	リジン
リン酸一水素カリウム(乾燥)	リン酸一水素カリウム
リン酸一水素ナトリウム(乾燥)	リン酸一水素ナトリウム
リン酸二水素カリウム(乾燥)	リン酸二水素カリウム
リン酸二水素ナトリウム(乾燥)	リン酸二水素ナトリウム
リン酸二水素ナトリウム(結晶)	リン酸二水素ナトリウム

飼料の表示に使用できる「飼料添加物の名称」に関する 省令の改正について（案）

1. 背景

- (1) 飼料に含まれる飼料添加物の表示は、成分規格等省令^{※1}（以下、「省令」という。）において、飼料添加物の告示^{※2}で定める指定名称（以下「指定名称」という。）又は畜産農家がわかりやすい一般名（以下、「一般名」という。）を用いることとなっている。
- (2) 通常、一般名を定める手続は、飼料添加物の新規指定の際に、あらかじめ飼料添加物メーカーからの要望を受けて、農業資材審議会及び食品安全委員会等の審議後に、パブリックコメントを経て、省令で定めている。このため、飼料添加物に新規指定後に、一般名を定める場合は、多くの時間を要することになる。
- (3) 一方で、飼料添加物に新規指定後に、一般名を定める機会の増加が次の通り想定されることから、一般名を定める手続の見直しが必要である。
- ① 畜産農家や消費者における飼料添加物の関心が向上し、わかりやすい一般名の設定が必要なこと。
 - ② 畜産物の輸出にあたり、相手国の関係者が、当該家畜（畜産物）に給与した飼料添加物を理解できる名称にする必要があること。
 - ③ 学会において、生菌剤の属名などが見直されること。

※1 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号）

2. 考え方

(1) 一般名の追加による安全性への影響について

表示の基準における名称の表示は、飼料の使用者及び製造業者等が、飼料に含まれる成分等を正しく把握し適正に使用し得るよう定められている。一般名は、「名称」のみを定めたものであり、飼料添加物の種類が特定できる、誤認の恐れがない名称であれば、これを追加したとしても、飼料添加物の安全性に影響は生じない。（引き続き安全性に懸念は無い。）

(2) 一般名の追加による飼料の使用者等への影響について

表示に用いることができる名称については、飼料の使用者等が、飼料に含まれる成分等を正しく把握するため、明確に定め、周知する必要がある。

一般名の追加に関するルール自体が明確であれば、一般名が追加されること自体は、飼料の使用者及び製造業者等への影響はないと考えられる。

3. 今後の対応（案）

(1) 上記「2」の考え方を踏まえ、現在省令で定めている一般名を、運用通知^{※3}で定めるよう、省令及び通知を改正することとし、所要の手続きを進める。

(2) なお、改正後の一般名の追加等に当たっては、農業資材審議会飼料分科会において報告を行うこととする。

※3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）